



市民税・県民税特別徴収に関するしおり

〒421-0495 静岡県牧之原市静波447番地1

静岡県牧之原市

税額に関すること 税務課市民税係 0548-23-0035

納付に関すること 税務課収納管理係 0548-23-0022

F A X 0548-23-0039

ホームページ <https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/>

異動(退職、転勤等)があった場合には、速やかに【給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書】を提出してください。

《しおりの内容》

- ◎市民税・県民税特別徴収の取り扱いについて
- ◎各届出書の注意事項
- ◎各届出書等の記入例
- ◎（様式）給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ◎（様式）特別徴収への切替届出書
- ◎（様式）特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
- ◎市民税・県民税特別徴収税額差引簿

《特別徴収義務者様》

- ・特別徴収する納税義務者（従業員等の方）を必ずご確認ください。
- ・納税者に退職・転勤等の異動があった場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ・提出用の用紙が不足する場合は、コピーしてご使用ください。
- ・届出様式は、牧之原市ホームページの【個人住民税（市県民税）特別徴収制度】の記事からダウンロードすることもできます。トップページ右上の検索画面から「特別徴収」をキーワードにして検索してください。
- ・このしおりに関して、ご不明なことがございましたら、税務課市民税係（0548-23-0035）までお問い合わせください。

◆市民税・県民税特別徴収の取り扱いについて◆

1 市民税・県民税の特別徴収とは

納税義務者が一年間に納めなければならない市民税・県民税額を12回(6月から翌年5月まで)に分けて、特別徴収義務者が毎月の給与から月割額を徴収して、取りまとめのうえ納入していただく制度です。

2 特別徴収義務者とは

市民税・県民税の特別徴収の取扱いをする給与の支払者のことを言います。この場合、給与支払者に対し、市から特別徴収義務者としての指定をします。

この指定を受けると同時に特別徴収の義務が発生し、市から送達された税額通知書に基づき、毎月定められた税額(月割額)を給与から差し引いて、翌月10日までに納入していただくことになります。

3 特別徴収する範囲

市民税・県民税の納税義務者が4月1日現在で給与の支払いを受けている場合は、前年の給与所得分(給与以外の所得がある場合にはその分も合わせたもの)について課税される市民税・県民税を特別徴収の方法により徴収することになっています。

ただし、給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収(個人で納付)によって納付したい旨の記入が申告書にあれば、その分を特別徴収から除外し、普通徴収します。

4 特別徴収税額の通知について

「特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」は、直ちに納税者(従業員)にお渡しください。

退職等(退職、転勤、長期欠勤及び休職、死亡等)の理由によって交付できない方が含まれている場合には、速やかに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項記入のうえ、その方の「特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」と併せて提出してください。

5 納税義務者が異動した場合の手続き

(1) 異動届出書の提出について

納税者に退職や転勤等による異動があり、月割額を引き続き徴収できなくなった場合は「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者の異動届出書」に必要事項を記入して、翌月10日までに必ず提出してください。

(2) 退職等の場合の未徴収税額について

退職、休職、死亡等で納税者が給与の支払いを受けないことになった場合は、普通徴収に変更し、市役所税務課から納税者に納税通知書を送付することになります。納税者が6月1日から12月31日までの間に退職したときは、納税者の申出(了解)を得て、その残額を一括徴収することができます。

ただし、翌年1月以降に退職したときは、すべて一括徴収すること(地方税法321条の5第2項)となっておりますので、ご注意ください。

6 新規就職者等が特別徴収を希望する場合の手続き

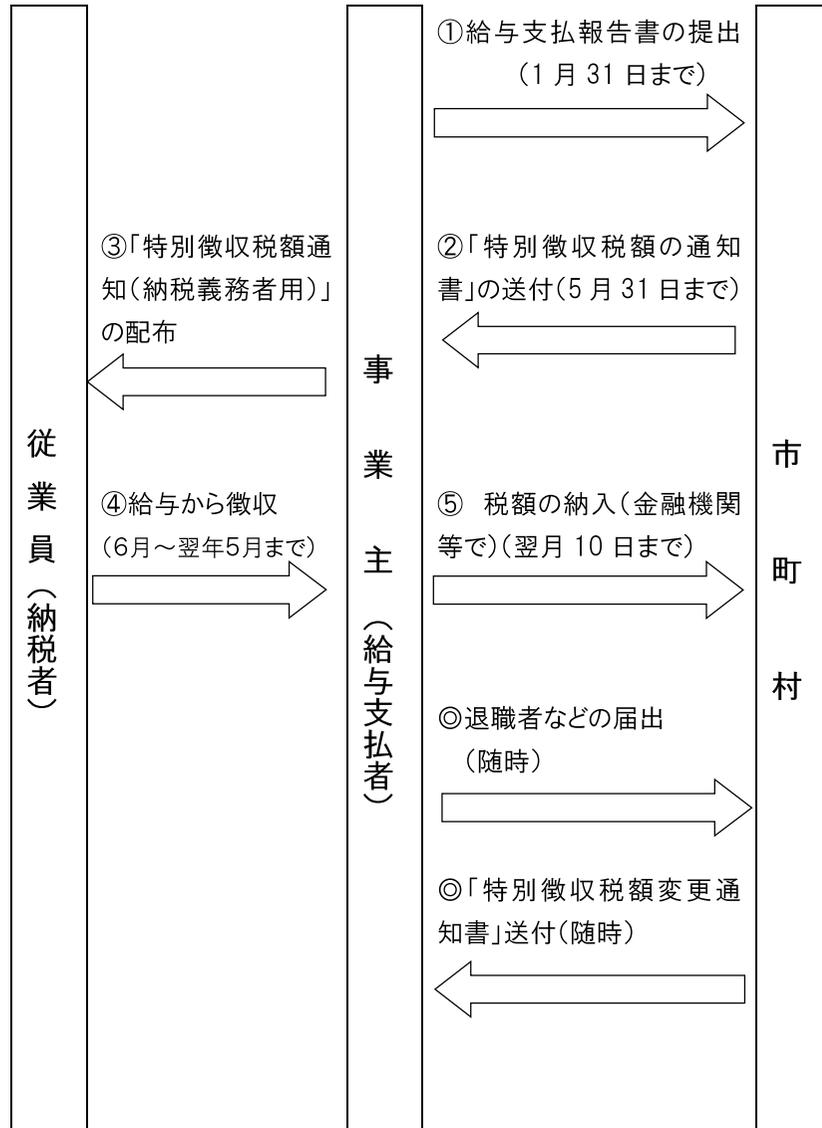
年度途中で新規に就職等をした従業員について、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」に必要事項を記入して、特別徴収開始予定月の前月最終開庁日までに提出してください。

なお、普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収へ切り替えることができません。

7 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額が変更されたときは、「市民税・県民税特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)」をお送りいたしますので、変更された月割額を徴収してください。

▼特別徴収の方法による場合の納入のしくみ



8 課税について

市民税・県民税は、均等割と所得割から構成されています。

均等割は、市民税3,000円と県民税1,400円(県民税のうち400円は「森林づくり県民税」が含まれています。)これらに加え、令和6年度から森林環境税(国税)年額1,000円が課税されます。所得割は、前年中の総所得金額や山林所得等の金額から各種の所得控除を差し引いた金額(課税総所得金額、課税山林所得金額等)を基礎として課税されます。

給与所得者については、給与収入から必要経費としてみなされる給与所得控除を控除した後の金額(給与所得金額)を総所得金額として、この金額から各種所得控除を差し引いて計算することになります。

各種の控除額及び所得割の税率並びに均等割の税率(税額)は、市民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)の裏面をご参照ください。

9 退職所得にかかる住民税の特別徴収について

退職手当については、支払う退職手当の額に応じ、その分離課税にかかる所得割の額を計算して、支払金額からその税額を差し引いて、翌月10日までに給与分の月割額と同一の納入書に加算のうえ納入してください。

なお、納入書右側の納入済通知書の裏面に、退職手当にかかる納入申告書が印刷してありますので、必ずご記入をお願いいたします。

10 給与支払報告書の提出について

毎年1月1日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を、給与の支払いを受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないことになっています。

また年の途中で退職した人についても提出してください。

11 特別徴収税額の納入について

(1) 月割額の徴収

市から送付する「市民税・県民税特別徴収税額決定(変更)通知書」の月割税額を給与の支払いをする際に毎月徴収してください。

(2) 納期限

納期限は、月割額を徴収した翌月の10日(土曜日・日曜日・祝日に当たる場合は翌平日)です。

(3) 納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が、月割額を納期限までに納入されない場合には、その翌日から納入の日までの日数に応じ、納付すべき税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合とする))を乗じて計算した額の延滞金が徴収されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

なお、督促状が発せられた場合には、100円の督促手数料が徴収されます。

◇納期限後、一定の期間に納入の確認ができない場合、督促状が送付されません。金融機関で納入されてから、市役所で確認が取れるまで、数日かかります。行き違いにて督促状が送付された時はご容赦ください。

(4) 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満である事業所の特別徴収義務者に限り、市長の承認を受けて各月に徴収した特別徴収税額を、6月から11月までの分については12月10日までに、12月から翌年5月までの分については6月10日までにそれぞれ納入することができます。この納期の特例によって納入を希望する場合はお問い合わせください。(地方税法第321条の5の2)また、納期の特例申請書様式は、牧之原市ホームページの【個人住民税(市県民税)特別徴収について】の記事からダウンロードすることができます。

12 納入していただく金融機関

次の金融機関等で納入してください。

牧之原市 市町村コード	222267
牧之原市 指定金融機関	島田掛川信用金庫 榛原支店
牧之原市指定代理及び収納代理金融機関	
島田掛川信用金庫 静岡銀行 スルガ銀行 しずおか焼津信用金庫 浜松磐田信用金庫 静岡県労働金庫 ハイナン農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会 ゆうちよ銀行・郵便局(※) 牧之原市役所出納窓口(榛原庁舎・相良庁舎)	

※ 静岡・愛知・三重・岐阜県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、牧之原市が発行する「指定通知書」をその店舗へ提出する必要があります。

「指定通知書」の発行を希望される場合は、お問い合わせください。

納入書の記入時の注意点

納入済通知書は機械処理をします。

- ・用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。
- ・数字は所定の枠からはみださないよう丁寧に記入ください。
- ・手書き欄の頭に〒記号は記入しないでください。

期限内納入のお願い

納入が遅れると、従業員の方が「納税証明書が発行できない」等の事態になります。各納期限までに納入するようお願いいたします。

◆ 各種届出書について ◆

■給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

納税者に異動(退職・転勤等)があった場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」という。)を異動のあった月の翌月 10 日までに提出をお願いします。

●退職等により普通徴収へ切替える場合

異動のあった日の属する月の月割額まで徴収してください。

異動届出書のA欄の記入をしてください。

●転勤等により特別徴収を継続する場合

旧勤務先は異動のあった日の属する月の月割額まで徴収してください。

異動届出書のA欄を旧勤務先で記入し、新勤務先へ回送してください。新勤務先でC欄を記入後、市役所へ提出してください。

●退職等により一括徴収する場合

給与所得者からの申出(了解)がある場合、または翌年の1月1日以降退職する場合は、未徴収税額を最後の給与等から全額徴収してください。

異動届出書はA欄とB欄に必ず記入してください。

※翌年1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

6月1日から12月31日までの間についても、可能な限り一括徴収をお願いします。

異動届出書の提出が遅れると……

退職者、休職者及び転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、普通徴収への切替処理が遅れるため、納税義務者に対して一度に多額の納付義務を負わせてしまったりする恐れがあります。速やかな提出をお願いします。

◆お願い◆ 市民税・県民税は、納税者の前年中の給与所得等を課税標準として、その翌年度に課税する前年所得課税となっております。退職者がいる場合、退職した年に支払われた給与により、その翌年度に課税となりますので、その旨を退職者にお知らせください。

■特別徴収への切替届出書

年の途中に就職者等があり特別徴収を開始する場合は、速やかに「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を提出してください。

ただし、普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができません。

■特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

変更があった場合、速やかに提出してください。

変更する事項のみ記入してください。代表者のみの変更の場合、提出は不要です。

記入例 1
特別徴収継続

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

牧之原 市長 殿 ○○年○○月○○日 提出		所在地 〒421-0422 牧之原市静波△△△-△	特別徴収義務者 指定番号 550001	宛名番号 8	所属 総務人事	担当者 連絡先 氏名 牧之原 花子 電話 0548-23-△△△△ 内線 ()		
給与所得者	フリガナ	ハイバラ キミオ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 11 月まで 60,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 12 月から 5 月まで 60,000 円	異動日 △△ 年 10 月 31 日	異動の事由 2 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由 ()	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注) 1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	氏名	榛原 君男						
	生年月日	昭和41年8月2日						
	個人番号	00000000△△△△						
	受給者番号	12001						
1月1日の 現在 住所	牧之原市牧之原△△△-△							
異動後 の住所	同上							

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	20001	法人番号	800000000△△△△	新しい勤務先へは、 月割額 10,000 円を 12 月分 (翌月10日納入期限 分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 22002 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
	所在地	〒421-0533 牧之原新庄△△△-△		所属		人事
	フリガナ	マキノハラカウ		担当者 連絡先 氏名		駿河 三郎
	氏名 又は 名称	牧之原加工 株式会社		電話		0548-58-△△△△ 内線 ()

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村 記入欄
		2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	○1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括 徴収することが義務付けられています(地方税法 第321条の5第2項)。 ○12月31日以前の退職者について、可能な限り一括徴収をお願いします(退 職後、国外へ転出する場合は特にご協力ください)。

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法

- ① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- ② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。
- ③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。(現年度分)本欄で選択した徴収方法。(新年度分)「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

牧之原 市長 殿		所在地 〒421-0422 牧之原市静波△△△-△	1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
〇〇年〇〇月〇〇日 提出			特別徴収義務者 指定番号	550001		宛名番号		8		
		フリガナ	マキノハラコウギョウ		担当者 連絡先		所属			
		氏名又は名称	牧之原工業 株式会社		氏名		牧之原 花子			
		個人番号 又は法人番号	600000000△△△△		電話		0548-23-△△△△ 内線 ()			
給与所得者	フリガナ	ハイバラ キミオ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 日	異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 (注)	
	氏 名	榛原 君男								
	生年月日	昭和41年8月2日								
	個人番号	00000000△△△△								
	受給者番号	12001								
	1月1日の 現在の所 異動後の 住所	牧之原市牧之原△△△-△ 同上								
			120,000	6 月から 2 月まで	3 月から 5 月まで	△△ 年 2 月 20 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他		2. 特別徴収継続 3. 一括徴収 4. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〒	法人番号	新しい勤務先へは、 月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒	担当者 連絡先	所属 氏名	受給者番号
	フリガナ		電話	内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	氏名又は 氏名				<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	2 <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 3 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が △△ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	○1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています (地方税法 第321条の5第2項)。 ○12月31日以前の退職者について、可能な限り一括徴収をお願いします (退職後、国外へ転出する場合は特にご協力ください)。
		2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	※市町村 記入欄

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法

- ① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- ② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。
- ③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。
(現年度分)本欄で選択した徴収方法。 (新年度分)「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

牧之原 市長 殿		所在地 〒421-0422 牧之原市静波△△△-△	1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
○○年○○月○○日 提出			特別徴収義務者 指定番号	550001		宛名番号		8	
フリガナ ハイバラ キミオ		フリガナ マキノハラコウギョウ	担当者 連絡先		所属 総務人事		氏名 牧之原 花子		
氏名 榛原 君男		氏名又は名称 牧之原工業 株式会社	電話番号 600000000△△△△		電話 0548-23-△△△△ 内線 ()				
給与所得者	フリガナ	ハイバラ キミオ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 11 月まで 60,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 12 月から 5 月まで 60,000 円	異年月日 △△ 年 △△ 月 △△ 日	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注) 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	氏名	榛原 君男					1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 長欠 不定期 解散		
	生年月日	昭和41年8月2日					右から 番号を 記入		
	個人番号	00000000△△△△					事由・理由〔 〕		
	受給者番号	12001							
	1月1日の 現在の所 異動後の 住所	牧之原市牧之原△△△-△ 同上							

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	法人番号	新しい勤務先へは、 月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限 分)	
	所在地	担当 者 連絡 先	所属 氏名	受給者番号
	フリガナ	電話	内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	氏名又は 氏名			右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3. 普通徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が△△ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	○1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています(地方税法 第321条の5第2項)。 ○12月31日以前の退職者について、可能な限り一括徴収をお願いします(退職後、国外へ転出する場合は特にご協力ください)。
		2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	※市町村 記入欄

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法

- ① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- ② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。
- ③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。
(現年度分)本欄で選択した徴収方法。 (新年度分)「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

(兼特別徴収義務者切替依頼書)

牧之原 市長 ○○年 ○○月○○日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒421-0422 牧之原静波△△△-△	※市 処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
		フリガナ	マキノハラコウギョウ カブシキガイシャ	特別徴収義務 指定番号	50001	新規
		氏名又は 名称	牧之原工業 株式会社	法人番号 (法人の場合)	6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 △ △ △ △	
		この届出に 係る連絡先	係 氏名	総務人事 牧之原 花子	電話	(0548) 23-△△△△
			指定番号 事前通知	要 <input checked="" type="radio"/> 不要	納入書	要 <input checked="" type="radio"/> 不要

(ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「市民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。

給与所得者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額 ※未納の場合は納期到来分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	特別徴収開始予定月
フリガナ	サガラ ハナミ 旧姓	42,000 円	1 期まで 納付済 12,000 円	30,000 円	○○ 年 7 月 10 日	7 月分から (8 月 10 日納期分) 特別徴収を開始します。 ※記載のない場合は、提出月の翌々月から 開始とさせていただきます。
氏名	相良 花見					
生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 38 年 9 月 11 日					
1月1日 現在の 住所	〒421-0000 牧之原市布引原○○○-○					
現在の 住所	〒 同上	異動理由		月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 6月 15日までに連絡が必要 ※電話での連絡のみ対応いたします。	
1. 入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他()		1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができません。必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐため、本人の普通徴収納期限未到来分の納付書を添付してください。(既に納付済みのものや、口座振替の場合は不要です。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。				

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

※市 処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

(あて先) 牧之原市長 ○○年○○月○○日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒421-0422 牧之原市静波△△△-△										特別徴収義務者 指 定 番 号	50001	
		フリガナ	マキノハラコウギョウ カブシキガイシャ										この届出に 絡先に 係る連	係 氏 名	総務人事 牧之原 花子
		氏名又は名称	牧之原工業 株式会社											電 話	(0548) 23-△△△△
		法人番号 (法人の場合)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	△		△	△

◎変更があった場合は速やかに提出してください。
 ◎変更する事項のみ記入してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。
 ◎誤読を避けるため、フリガナは必ずつけてください。

変更年月日	○○年 □□月 △△日
-------	-------------

事項	変更前 (旧)	変更後 (新)	
フリガナ			
所 在 地	〒421-0422 牧之原市静波△△△-△	〒421-0522 牧之原市相良□□□-□	
フリガナ			
方 書			
フリガナ			
名 称			
電 話 番 号	(0548) 23-△△△△	(0548) 53-□□□□	
関係書類送付先	〒	〒	
変更理由	1. 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 (旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された) <input type="checkbox"/> 分割による変更 <input type="checkbox"/> その他 () 2. 所在地変更 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所等が移転(登記簿変更有) <input type="checkbox"/> 送付先変更(登記簿変更無) <input type="checkbox"/> その他 () 3. その他 <input type="checkbox"/> 徴収の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> 事業の休止 <input type="checkbox"/> 事業の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ()		
合併・吸収及び分割の場合に記入してください。	合併・吸収・分割先の名称	特別徴収義務者指 定 番 号	有 () ・ 無
	法人番号(法人の場合)	合併・吸収・分割後の指定番号	合併・吸収・分割後の納入開始時期
	1. 旧特別徴収義務者の指定番号 () を継続使用する。 2. 合併・吸収・分割先の指定番号 () を使用する。 3. 新規に指定番号を取得する。		納期 (月 日) から納入予定
			納入書

(注) 合併の場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」も、必ず提出してください。

記入例 6

年度 市民税 特別徴収税額差引簿
県民税

市名		特別徴収人員	年税額		月割額		特別徴収義務者指定番号	
					6月分	7月以降分		
牧之原市		12 人	1,470,000 円		① 150,000 円	② 120,000 円	50001	
月割	月割額 (ア) 円	退職所得に係る徴収額 (イ) 円	異動又は税額変更による増減		差引納入額 (ア)+(イ)+(ウ)-(エ) 円	特別徴収人員 人	異動理由及び氏名	納入期限
			増額 (ウ) 円	減額 (エ) 円				
6月	① 150,000				150,000	12	6/15退職 太平 洋	〇〇年7月10日
7月	② 120,000			10,000	③ 110,000	11		〇〇年8月10日
8月	③ 110,000		5,800		④ 115,800	12	7/10就職 日本 海	〇〇年9月10日
9月	④				⑤			年 月 日
10月	⑤				⑥			年 月 日
11月	⑥				⑦			年 月 日
12月	⑦				⑧			年 月 日
1月	⑧				⑨			年 月 日
2月	⑨				⑩			年 月 日
3月	⑩				⑪			年 月 日
4月	⑪				⑫			年 月 日
5月	⑫							年 月 日
合計								

特別徴収義務者の控えとしてご利用ください。

市より変更通知が送達された場合は月割額（税額の現計）を照合してください。

6,7月分月割額の増減は本表上段の月割額に対する増減を、8月分以降は前月に対する増減を記入してください。

退職・転勤等の異動があったときは、「給与所得者異動届」を提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
牧之原 市長 殿		所在地 フリガナ	〒		特別徴収義務者 指定番号				
			フリガナ		宛名番号				
年 月 日 提出		氏名又は名称	担当者 連絡先		所属				
			氏名		氏名				
		個人番号 又は法人番号		電話		内線 ()			
給与 所得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 (注)
	氏 名								
	生 年 月 日	年 月 日							
	個人番号								
	受給者番号								
1月1日の 現在所									
異 動 後 の 住 所									

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先 (特別 徴収 義務者)	特別徴収義務者 指定番号	法人番号	新しい勤務先へは、 月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限 分) _____ から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地 〒	担当者 連絡先	所属	受給者番号
	フリガナ	氏名	電話	納入書の可否 (新規の場合のみ記載)
	氏名又は 称		内線 ()	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3. 普通徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村 記入欄
		2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

○1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています(地方税法 第321条の5第2項)。
○12月31日以前の退職者について、可能な限り一括徴収をお願いします(退職後、国外へ転出する場合は特にご協力ください)。

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法

- ① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- ② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。
- ③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。(現年度分)本欄で選択した徴収方法。(新年度分)「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

(兼特別徴収義務者切替依頼書)

牧之原 市長 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒		※市 処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度																						
		フリガナ			特別徴収義務 指定番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																						
		氏名又は 名称			法人番号 (法人の場合)																							
この届出に 係る連絡先	係 氏名			電話																								
指定番号 事前通知					要・不要	納入書	要・不要																					

新規

(ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「市民税・県民税納税通知書」を確認のうえ、記入してください。

給 与 所 得 者		(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額 ※未納の場合は納期到来分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	特別徴収開始予定月
フリガナ	旧姓	円	期まで 納付済 円	円	年 月 日	月分から (月 日納期分) 特別徴収を開始します。 ※記載のない場合は、提出月の翌々月から 開始とさせていただきます。
氏名						
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日					
1月1日 現在の 住所	〒					
現在の 住所	〒					
異動理由	1. 入社したため 2. 本人から特別徴収にする希望があったため 3. その他()	月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに連絡が必要 ※電話での連絡のみ対応いたします。			
注意事項	1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができません。必ず本人が納めるようお伝えください。 (普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、余裕をもって行ってください。) 2. 重複納付を防ぐため、本人の普通徴収納期限未到来分の納付書を添付してください。(既に納付済みのものや、口座振替の場合は不要です。) 3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。					

